

○税務署からの連絡事項

項目	内容
<p>【管理運営部門】</p> <p>1 納税証明書のオンライン請求の利用勸奨について</p> <p>2 法定調書等の期限内提出について</p>	<p>納税証明書のオンライン請求は自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からオンラインで請求でき、自宅等への郵送又は税務署窓口での受け取りの場合は、電子証明書やICカードリーダーライターが不要です。</p> <p>納税証明書のオンライン請求を利用することで、書面での請求に比べ、手数料が安価(400円⇒370円)であり、事前に交付請求することにより、納税証明書発行までの待ち時間を短縮できますので、関与先への利用勸奨をお願いします。</p> <p>平成30年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表については、提出期限である平成31年1月31日(木)までに提出をお願いします。</p> <p>なお、提出すべき法定調書がない場合でも、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記入の上、提出をお願いします。</p> <p>おって、期限内に提出されなかった場合は、提出の依頼文が送付されることがありますので、あらかじめ御留意願います。</p>
<p>【徴収部門】</p> <p>1 定期催告書の送付について</p> <p>2 滞納の未然防止について</p>	<p>平成31年1月30日(水)に滞納者全員に「未納国税の納付について(圧着はがき)」を送付します(資1-3～資1-4参照)。</p> <p>1 関与先への期限内納付指導について 申告所得税・個人事業者の消費税及地方消費税の確定申告分につきまして、期限内納付指導をお願いします。</p> <p>2 予納制度の利用勸奨について</p>

項 目	内 容
<p>【法人課税部門】</p>	
<p>1 軽減税率制度説明会の開催について</p>	<p>1 日時 平成31年1月24日(木) 14:00~15:30 2 場所 岸和田商工会議所</p>
<p>2 確定申告期における法人課税関係の税務調査について</p>	<p>平成31年2月28日(木)までの間は、原則として税理士等の関与している納税者に対しても実地調査を行います。 実地調査に当たっては、調査日時等について関与税理士等と、事前に十分な日程調整を行った上で実施しますので、ご協力をお願いします。</p>
<p>3 個人事業者に対する源泉徴収事務及び軽減税率制度の指導について</p>	<p>個人事業者の所得税及び消費税の確定申告期を迎えることから、関与先の個人事業者等の確定申告書作成の際など、機会あるごとに適正な源泉徴収と期限内納付及び軽減税率制度についてのご指導をお願いします。</p>
<p>4 平成30年分給与等に係る源泉所得税の早期納付等について</p>	<p>平成30年12月分の給与に係る源泉所得税の納期限(毎月1月10日、納特1月21日)が過ぎました。 関与先において、平成30年分の給与に係る源泉所得税が未納となっている場合は、早期納付のご指導をお願いします。 また、資金繰り等の関係により早期納付ができず、分割納付を希望される徴収義務者については、納税告知の必要がありますので、当署法人課税第1部門の源泉担当まで連絡していただくようお願いします。</p>
<p>5 源泉所得税の納付する税額がない場合の納付書について</p>	<p>年末調整等の結果、源泉所得税の納付する税額がない、いわゆる「0(ゼロ)納付書」の提出忘れが見受けられます。 「0納付書」の提出について、今一度提出忘れがないか確認していただき、提出がまだの場合は、提出をお願いします。</p>

最近1年間の納付状況

対象期間 平成28年 5月 1日～平成29年 4月18日 (単位:円)

納付年月日 (収納等の日)	摘 要	収納 (充当) 済額
H28. 10. 1 (H28. 9. 10)	収納	10.001
H28. 11. 10 (H28. 10. 1)	収納	10.002
H28. 12. 1 (H28. 11. 1)	収納	10.003
H29. 1. 1 (H28. 12. 1)	充当等	10.004
H29. 2. 1 (H29. 1. 1)	充当等	10.010
H29. 4. 1	充当等	10.100
	以下余白	

備考

- お手持ちの領収証書と納付状況が一致しないなど、内容についてご不明な点がある場合は、表面の連絡先までお問い合わせください。なお、最近において納付された場合は、納付額が反映されていない場合があります。
- 「納付年月日 (収納等の日)」欄の () 書きは、コンビニエンスストア又はクレジットカードを利用して納付した日 (国税通則法第34条の3第2項) や有価証券の取立日 (同法第63条第6項) 等が表示されます。
- 源泉所得税又は源泉所得税及び復興所得税の納付については、国税通則法第36条の「納付告知」を行ったものについて記載しています。
- 他の税務署管内からの転居 (移転) や国税通則法第43条の「徴収の引継ぎ」がされた場合には、以前の所轄税務署への納付状況は除かれています。
- 納付をしたときは、その場で必ず所定の領収証書を受け取り、納付金額等を確認してください。

(送付元) 納税コールセンター